

全国森林計画（案）に対する意見の要旨及び当該意見の処理の結果

処理の結果の凡例及び項目数（26項目（ほぼ同じ内容のものはひとつの項目として取扱）

- | | |
|-------------------|--------|
| 1：趣旨を取り入れているもの | (9項目) |
| 2：趣旨の一部を取り入れているもの | (9項目) |
| 3：修正するもの | (0項目) |
| 4：今後の検討課題等 | (8項目) |

番号	該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
1	I 森林の整備及び保全の目標 その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 1 森林の整備及び保全の基本的な考え方	「放射性物質の影響等にも配慮し」のくだりについて、自然界にも放射性物質は存在するので、ここでいう放射能が福島原発事故のような過酷事故を指していることを明確にすべきである。 また、計画内容には具体的に放射性物質への対応は書かれていないようであるが、計画に盛り込むような具体的方針を示すのが難しいのであれば、そもそもこのくだりが必要であろうか。	2	御指摘のとおりここで言う放射性物質の影響とは東日本大震災に伴う福島第一原発事故によるものですが、当該事案の重大性から、あえて明記しなくても誤解をまねくことはないと考えます。 また、今後、放射性物質への対応に関わる新たな指針等が策定されるような場合には、それに即して森林の整備及び保全を進めていくことも想定し、包括的な対応が可能となるよう、この部分に記述することとしたものです。
2	I 森林の整備及び保全の目標 その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 1 森林の整備及び保全の基本的な考え方	「健全な森林資源の維持造成を推進する」とあるが、多面的機能を維持していくためには、皆伐・再造林を含めた齢級構成の平準化が必要である。伐採立木材積などはそれを反映させた数字とすべきである。	1	森林・林業基本計画では指向する状態(100年後)において人工林(育成単層林)の齢級構成が概ね平準化するという推計としており、同基本計画に即して作成することとされている全国森林計画での伐採立木材積等の計画量はこれを踏まえたものとなっています。
3	I 森林の整備及び保全の目標 その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 1 森林の整備及び保全の基本的な考え方	放射性物質の影響の長期化については、「適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する」とあるが、森林の除染に対する方向性すら示されていない状況である。汚染地域の林業経営、ほだ木の生産をどうするのかなど、地域森林計画を立てるための指針を示してほしい。	4	森林除染などの放射性物質による環境の汚染への対処については、放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針に基づいて行われております。また、林野庁としては引き続き森林除染についての技術の検証や開発、さらにはその実証に向けた取組を進めていくこととしております。 これらについての情報提供等を通じて、関連する地域森林計画の作成に協力してまいりたいと考えています。
4	I 森林の整備及び保全の目標 その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 第1表 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針	第1表「森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針」について、7項目全てがコンパクトにまとめられておりわかりやすい。ただ、平易なことばであればなおよいと思う。	1	全国森林計画については、平成23年に計画を変更した際に、国民各層にわかりやすいものとなるよう構成等を見直したところです。今後とも、文章表現も含め、わかりやすい計画となるように努めてまいります。

番号	該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
5	I 森林の整備及び保全の目標 その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 2 森林の整備及び保全の目標	2 森林の整備及び保全の目標の(1)の3行目「大径材の生産を目標とする…」という部分を、他地域の(5)のような「多様な木材需要に弾力的に対応できるよう…」といった目標にすべき。大径材にする根拠が不明で、特に針葉樹の木材生産を見た場合、現在の需要にもマッチしていない。トドマツは、大径木になると芯腐れが起こりやすく、標準伐期齢の変更が行われたばかりである。	1	森林の整備及び保全の推進、さらには多様な木材需要に対応するためには、地域全体で育成単層林、育成複層林、天然生林がバランスよく配置されることが重要です。当該広域流域は、全般に寒冷な気候下にあり、育成単層林へ誘導・維持する適地が限られていることから、天然力を活用した施業として、大径材の生産を目標とする育成複層林の推進も必要です。
6	II 森林の整備に関する事項 1 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項	伐採方法として、「皆伐」は森の生態系を全て変えてしまう荒っぽい伐採方法であり、計画に記載されている森林の保全の基本的な考え方と相容れない伐採方法であり、皆伐は基本的に禁止すべきと考え。少なくとも、他に伐採の方法がなく、やむを得ない場合に限定すべきである。	4	一か所当たりの伐採面積の規模への配慮や適確な更新の確保等を図りながら、適切な方法で皆伐を行うことは、森林の保全の考え方と矛盾しないと考えております。
7	II 森林の整備に関する事項 1 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項	「間伐」のくだりについて、「立木間の競争が生じ始めた…」とあるが、林家によっては競争が始まってからでは木目にばらつきが生じ、材の価値を下げるので競争が始まる直前に伐りたいとの意見がある。始まる直前も含んだ記述に再考してはどうか。	2	全国森林計画は全国の森林を対象とした一般的な技術指針等を示すものです。従って、付加価値や採算性を高めるための個々の森林所有者の判断やこれに基づく施業を制限するものではありません。
8	II 森林の整備に関する事項 1 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項	「人工造林」のくだりについて、成長に優れたものの導入もすべきだが、長期戦略的に見て、成長の早い＝木目の広い材が日本の生育環境から見てグローバルに競争力を持つとは限らない。よって、苗木の選定には自由度を持たせる表現への変更をすべきである。	1	御指摘の箇所は、本年5月に成立した「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律」の内容を反映しているものであり、従来の記述に本法律の内容を追加した形となっています。 御指摘の箇所の前段において、「適地適木を旨とし、郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然的条件に適合するとともに、木材需要にも配慮した樹種を選定することとする。」と記されているとおり、自由度についても確保された記述としています。
9	II 森林の整備に関する事項 3 林道等路網の開設その他林産物の搬出に関する事項	森林機能の維持向上、林業経営の安定のための基盤としての良質な森林作業路の重要性を十分認識し、その拡充・整備をもっと強調すべきであり、その整備の手法として、総合的な面整備方法をもっと積極的に取り入れるなど、森林作業路の整備を進める方法を提示すべきと考える。	4	森林整備を進めていく上で、路網は重要なものと認識しており、森林・林業基本計画で路網整備を推進していく方向性が記され、これを受けて、全国森林計画ではその開設に関する具体的な整備水準等を記しているところです。 なお、個別具体的な施策についての御意見につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。

番号	該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
10	II 森林の整備に関する事項 4 森林施業の合理化に関する事項	IIの4の(5)その他について、記述内容に異論はないが、「4 森林施業の合理化に関する事項」に含むべき内容かどうかは疑問である。NPOの施業は地域支援やレクリエーションの一環であり、施業の合理化にはそぐわない。「IV 森林の保健機能の増進に関する事項」に記載してはどうか。	2	御指摘の箇所については、多様な主体による森林での活動が広まっていること、それが地域の森林整備にも貢献していること等の状況を踏まえたものです。こうした活動の中には、森林施業の合理化に資するものもあって考えております。
11	II 森林の整備に関する事項 4 森林施業の合理化に関する事項	UIターン者なども含めた活動意思の高い企業や団体に対して保全を必要とする情報提供を実施し都合の良いときに活動できるように、GISとICTプラットフォーム情報基盤の中で、自治体の森林簿、林班、小班(地番毎の樹種・林齢)など林業に関係する情報、地番や所有者情報、地番毎の管理履歴、地形情報、気象情報など主目的管理情報と市民やボランティア団体から収集するリアルタイムな収集情報を加味して森林の実質的な森林資源としての管理エリアの把握、保全状態の把握、地権者の管理意思などを把握して所有者に代わって立案する自治体毎の保全計画や保全を必要とするエリアの紹介が実施出来るような情報基盤が整備されることを望む。	1	森林情報のGIS化等の取組については従来から取り組んできているところであり、Iの1に「森林GISの効果的な活用を図ることとする。」と記述しているところです。 また、その情報開示についても進められてきているところですが、個人情報保護の観点からの制限があることから、今後もこのような点に留意しつつ対応してまいりたいと考えております。
12	II 森林の整備に関する事項 4 森林施業の合理化に関する事項	CLT等新たな製品が実用化されるとともに、FITなど新たなマーケットが広がったことで、A・B・C・D材の量的な市場ニーズも変化が確認されているところであり、森林の整備・保全の目標、伐採立木材積、造林面積などの計画量も、これらを根拠に変更すべきであるが、どのように反映されているのか。 「流通・加工体制の整備については、森林所有者等から木材製造業者等に至る木材の安定的取引関係の確立、施設・設備の大型化・高性能化等による流通・加工コストの低減」とあるが、地域の資源量、林道等生産基盤整備状況に応じた施設・設備の適正な配置を図るべきである。	1	木材供給量そのものについては、森林・林業基本計画で製材用材における国産材への転換促進やパルプ・チップ用材におけるエネルギー利用への利用促進等を示しています。これらの考え方に即して、全国森林計画における計画量を算出したところです。 なお、全国森林計画は、全国の森林について一般的な技術指針等を示したものであり、地域ごとの施設・設備の配置については、地域の特性に応じて検討されるものと考えております。
13	II 森林の整備に関する事項 第3表 計画量	主伐について計画面積を示すべきである。	4	主伐については、同じ面積を主伐したとしても、当該森林の樹種、林齢、生育状況等により伐採される材積は多様であり、例えば主伐面積の増減が伐採材積の増減に比例しない場合もあり得ます。 このようなことから、一定の方向性をもって全国的な森林資源の持続可能性を示すためには、主伐面積ではなく伐採材積を示すことが適当であると考えております。

番号	該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
14	全般	森林においては、農薬が使用され、安全・安心が害されるおそれがあるにもかかわらず、森林における農薬等の化学物質対策について一切触れておらず、妥当でない。 環境基本計画と調和するものでなければならないとされている全国森林計画においても、農薬等の化学物質対策についての記述を盛り込むべき。	2	森林における農薬の使用についても、農薬取締法に基づき、登録された農薬を定められた使用方法により適正に使用することとされており、 なお、全国森林計画では、Ⅲの3において、病虫害等の防除対策に関わる記述をしており、適時適切に行うこととされている防除対策には、関係法令等に基づく適切な農薬の使用という趣旨も含まれています。
15	全般	現在、日本は森林に関しては資源大国であるが、この資源を有効に利用すべきである。日本経済の活性化のためにも、農業や酪農のように、林業での6次産業化を積極的に進めるべきである。	4	全国森林計画は森林の整備及び保全に関する一般的な技術指針等を定めるものです。御指摘の6次産業化のような政策的な方向性については森林・林業基本計画に記載しており、引き続き取り組んでまいります。
16	全般	地域経済活動のため、森林資源を有効に利用するという姿勢が感じられない。森林整備は資源として利用しながら実行され、森林の有する公益的機能は目的ではなく、森林整備の結果としての効果であり、このことを踏まえた記述・構成とするべき。 森林の公益的機能を高めるためには林業技術者による森林整備が必要であり、森林計画は林業現場の意気込みに水をかけるものであってはならない。たとえば、生物多様性の保全を森林計画の基本的な考え方にすることは無理があり、地域・林業に疎い都市住民に対する説明と思われ、そのような森林計画であってはならない。	2	御指摘のとおり、森林資源の有効活用は重要であり、木材として利用されることで森林整備が推進されることを踏まえて、まえがきにおいて、森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るために計画的な森林の整備及び保全を進めることとしているところです。 また、全国森林計画は森林の整備及び保全に関する一般的な技術指針等を定めるものであるため、Ⅰにおいては森林の整備及び保全の基本的な考え方を記した上で、Ⅱでは森林の整備、Ⅲでは森林の保全について、それぞれ施業の指針等について記述する構成になっているところです。
17	全般	福島原発事故はいまだ終息せず、放射能拡散による人体への被害、農林水産業等への被害対策・損害賠償も確定していない。まえがきではこれらの問題について一言もふれられていない。農林水産省として取り組む姿勢を示すべきだ。	2	東日本大震災に伴う福島第一原発事故による放射性物質の影響が長期化していることを踏まえ、Ⅰの1の「森林の整備及び保全の基本的な考え方」において、「放射性物質の影響等にも配慮し、」との記述を新たに追加したところです。
18	全般	山のみち地域づくり交付金を廃止すべきである。	4	全国森林計画は森林の整備及び保全に関する一般的な技術指針等を定めるものであり、個別具体の施策についての御意見につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。

番号	該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
19	全般	野生鳥獣による森林被害に加えて、ツキノワグマによる人身事故が多発している。奥地森林地帯まで針葉樹林(スギ・カラマツ)の植林を行ったことを転換し、針広混交の育成複層林の整備を加速すべきである。	1	全国森林計画においても、Ⅲの3の(2)において、「野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交の育成複層林の整備」と記述しているところです。 また、第2表の「森林の整備及び保全の目標」にあるとおり、育成複層林面積を増加させる計画としているところです。
20	全般	森林政策として水源林等の所有者に財政上・税制上の優遇措置を工夫すべきである。	4	全国森林計画は森林の整備及び保全に関する一般的な技術指針等を定めるものであり、個別具体の施策についての御意見につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。
21	全般	国産材製品の単価の下落により原木仕入単価の下落が山林所有者に大きな打撃を与えている。国産材の消費を上げるために新生産システムによる大型製材工場建設、バイオマス発電への間伐材利用、集材材向けに間伐材のラミナー利用等の話をよく聞かすが、山の価値を上げる政策だとは思わない。 補助金については、地域に応じたものとし、小規模製材所でも補助金を使えたり、また補助金対象外になったとしても20年位の超低金利での貸し出しも考えて欲しい。	4	全国森林計画は森林の整備及び保全に関する一般的な技術指針等を定めるものであり、個別具体の施策についての御意見につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。
22	全般	河川源流域の周辺が針葉樹の人工林の場合、この源流河川(谷川)の経年水量変化と、この地域の降水量の経年変化に相関性がない場合がある。この原因は、針葉樹立木の吸水及び蒸散による水分の、土壌からの散逸量が過大であるということではないか。このような樹木の吸水、蒸散量と、河川流量との相関性について、十分な認識がされているとは言い難い。全国森林計画の改定に当たり、このような人工林と水源涵養機能との関係性を明確に認識し、きちんと森林管理を行うと明示することが必要。	2	全国森林計画では、第1表「森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針」において、水源涵養機能や山地災害防止機能/土壌保全機能等の森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を示しており、今後とも、水源涵養機能が適切に発揮されるよう森林の整備及び保全を進めていく考えを明示しています。引き続き、森林の水文をめぐる自然科学的な知見の把握にも努めてまいります。
23	全般	今後の日本における森林環境のあり方として、考えなければならないことは、環境保全と野生動物との共存ではないでしょうか。野生動物が人間居住区に近寄らない環境を造ってあげることが必要で、例えば、人の足の踏み寄らない奥山、特に国有林地等に野生動物が年中住める食べ物がある環境を造ってあげべきである。そのような観点から、里山整備よりも奥山政策を打ち出して、一日も早く野生動物の死亡事故を無くしてほしい。そして、農作物の被害も食い止めてほしい。	1	野生動物の保全についても重要であると十分認識しており、全国森林計画においては、第1表の生物多様性保全機能の欄において、「原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生動物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。」と記載しているところです。 また、Ⅲの3の(2)においても、「野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進する。」と記述しているところです。

番号	該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
24	全般	<p>全国森林計画において、放置竹林に関する言及が無いことに違和感を覚える。本問題が第1表に記載のある7つの森林の有する機能のすべてに負の影響を与えていると考えるため、まずはここを自然豊かな又は利用可能な木本地帯に戻していくことが先の7機能を効率的に遂行させる為に有益ではないか。そこで、放置竹林について、「松くい虫」、「ナラ枯れ」、「野生鳥獣」と同列に記載し、またその対策として農薬の使用も含めて対策を進めるべき。</p>	2	<p>全国森林計画は全国の森林を対象とした一般的な技術指針等を示すものです。全国の竹林の面積については、微増傾向であることを把握しておりますので、特段の記述はしておりません。なお、地域によっては手入れの行き届かない竹林や、竹の侵入の程度が悪化している実態があるものと認識しており、必要に応じて地域の森林計画において記述されるものと考えております。</p>
25	全般	<p>今年の豪雨による被害により森林荒廃の深刻さと緊急性を改めてつけられた。 山林の地籍や所有者の確定を国の事業として早急を実施すべきである。所有者の代もかわり、自分の山林の場所も知らない後継者ばかりで、不在地主も多い。防災および森林活用のための山林整備の基礎として、地籍や所有者の確定が急務であるが、地元自治体や民間の森林所有者の力では現実として不可能に近い。</p>	2	<p>全国森林計画では、Ⅱの4の(1)において、「間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとする。」と記載しているところです。 今後とも、適正な森林整備を進めるための基礎となる林地情報等の収集、更には、地籍調査を所管する国土交通省とも連携しながら森林境界の明確化の促進に取り組んでまいります。</p>
26	全般	<p>地籍を確定した上で、集約化した面的管理により、密林化した杉林を針広混交の複層林へと育成することが急務であり、このまま放置され続ければ、豪雨による根こそぎの土砂崩れが多発し、今回の豪雨被害以上の大災害が起こる危険性が高い。</p>	1	<p>全国森林計画においても、第2表の「森林の整備及び保全の目標」にあるとおり、育成複層林面積を増加させる計画としております。</p>